



教協 第154号  
令和5年4月4日

各都道府県教育委員会  
高等学校用教科書見本ご担当者様

一般社団法人 教科書協会

事務局長 小林 則一

(印影印刷)



### 令和6年度使用高等学校用教科書見本（新課程版）の送付に関する留意点

平素より、教科書採択に関しまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年度にご連絡した内容と重複するものもございますが、標題の件につきましてご連絡申し上げます。

（1）令和6年度使用高等学校用教科書見本（新課程版）の送付時期について  
文部科学省通知には、高等学校用教科書見本（新課程）の送付について、高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制）に原則1部を上限として送付することができるとなっております。

このため、例えば、全日制の高等学校につきましては、教育委員会や学校からご依頼がなくても、教科書発行者が4月末までに1部を送付するよう準備中です。よって、各学校におかれましては、4月末までお待ちください。

ただし、「教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるもの」（文部科学省通知）となっておりますので、すべての発行者がすべての学校にすべての科目の教科書見本を送るわけではございませんので、あらかじめご了承ください。

なお、全日制の高等学校における「全日制としての1部」について4月末までに送付されなかつた場合は、5月以降、各学校より直接、該当発行者にご照会いただきますようお願い申し上げます。

（2）令和6年度使用高等学校用教科書見本（新課程版）の「個別の求め」における申請理由について

教科書協会経由で「依頼書」に基づく教科書見本の送付依頼は、依頼書の申請理由①～⑤に該当する場合のみご利用することができますので、ご留

意ください。申請理由に該当しない場合は対象外となります。

申請理由①：教育長および委員の数が5人を超える場合。該当する教育委員会のみ申請可能です。申請上限は超える数。

申請理由②：教育長および委員の数を上限として追加する場合。高等学校を所管する市町村教育委員会のみ申請可能です。上限は委員の数。

申請理由③：中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限とする場合。

申請理由④：教科書採択権限を有する高等学校の分校。上限は分校に1部。

申請理由⑤：教科書採択の権限を有する高等学校の各学科（上限は、普通科・専門学科・総合学科ごとに1部。ただし、専門学科は高等学校設置基準に規定する学科ごとに1部が上限。

### （3）申請理由⑤の「高等学校の各学科」について

「高等学校の各学科」の区分は、高等学校設置基準第六条の2の区分を参照ください。例えば、電気機器科と電子技術科で1部ずつの申請はできません。これらは科目であるため、学科としては「工業」として1部となります。また、普通科・畜産科・農業機械科の場合は、「普通科」と「農業」の2部まで申請可能です。

### （4）本校（全日制のみ）の他に定時制の分校がある場合の取扱いについて

高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制）に原則1部となっていることから、全日制（本校）と定時制（分校）として捉えることもできますが、本件のような場合につきましてはあくまで分校として考え、個別の求めがある場合には教科書協会宛に依頼書を送付いたしますようお願い申し上げます。

### （5）高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制）に加えて、「高等学校の各学科」として個別の求めの申請が出来ない場合について

全日制で普通科のみの普通高等学校（単科）や、全日制で商業科のみの商業高等学校（単科）から、高等学校に置かれる課程（全日制）の1部に加えて、各学科（普通科や商業科）として更に「個別の求め」を依頼される場合がございます。

学校教育法において「教育課程は、各教科に属する科目によって編成される」と規定されていますように、課程には必ず科目が紐付けられています。よって、例えば、全日制で普通科のみしかない単科の高等学校におかれましては、高等学校に置かれる課程（全日制）として送付した1部が普通科としての学科に充当されると考えますので、「個別の求め」があっても普通科として更に1部を送付依頼はできません。なお、全日制の高等学校で普通科に加えて商業科がある場合は、文部科学省通知に従って、高等学校に置かれる課程（全日制）の1部に加えて、「個別の求め」があれば商業科1部を上限として追加依頼することができます。

なお、「個別の求め」として依頼書を送付いただいた場合、教科書見本の送付は教科書発行者の判断に委ねられることにつきましてあらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

以上につきましては、高等学校を所管する市町村教育委員会や校長にも周知いたしますようお願い申し上げます。

【問合せ窓口】教科書協会  
事務局

☎ : 03(5606)9781

以 上